

**議事(1)**

平成29年度

**イノシシ管理事業実施計画書(案)**

平成29年8月

宮城県環境生活部自然保護課

# 平成29年度イノシシ管理事業実施計画(案)

宮城県

H29計画	備考
<b>1 被害防除対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 被害防除に関する目標(県全体):4,345万円 ※管理計画に基づく目標:当面は過去3年間の被害額の平均(約9,516万円)を下回る。</li> <li>ロ 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</li> <li>ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得、向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</li> <li>ニ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵、金属柵等)の設置に対する補助及び講習会開催補助</li> <li>ホ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など、市町村における被害防止体制整備への支援、指導</li> <li>ヘ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 25市町村) ※ H28.10末時点</li> <li>ト 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</li> </ul>	農産園芸環境課  林業振興課  農業振興課  農産園芸環境課  農産園芸環境課  農産園芸環境課  農産園芸環境課  農産園芸環境課
<b>2 個体数管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 捕獲目標(県全体):8,830頭 ※イノシシ管理計画における年間捕獲努力目標: 5,600頭以上</li> <li>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月31日までに)</li> <li>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円等)を行う。</li> <li>ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整のための捕獲を行う者の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。</li> <li>ホ 体制が整っていることを前提に、県北の重点区城市町村に個体数調整に係る捕獲許可の権限委譲を検討する。</li> <li>ヘ 県北の市町において、国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。</li> <li>ト 有識者による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会を開催。</li> <li>チ 有害捕獲 鳥獣被害防止総合対策交付金等による農作物被害防止対策(捕獲含む)のための研修会開催補助</li> </ul>	自然保護課  自然保護課 自然保護課  自然保護課  自然保護課  自然保護課  自然保護課  農産園芸環境課  農産園芸環境課
<b>3 生息地の適正管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</li> <li>ロ 人家や田畠などでイノシシによる被害が確認される地域においては、活用できる補助事業の周知等により、イノシシの隠れ家となり得る農地周辺森林の整備に向けた取組を支援する。</li> </ul>	農産園芸環境課  森林整備課

H29計画	備考
<b>4 資源活用及び残渣の適正処理</b> イ 放射性物質検査 食用に供される野生鳥獣の肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。	自然保護課
<b>5 その他</b> (1) 広域連携 イ 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。	農産園芸環境課
(2) 調査研究 イ 捕獲状況調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布を把握する。</li> <li>・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。</li> </ul> ロ 農作物被害状況調査	自然保護課  農産園芸環境課
(3) 計画の検証・推進 イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。	自然保護課

(案)

## 宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

(平成29年10月●●日から平成30年3月31日まで)

### 1 背景及び目的

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚コレラの蔓延によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年(昭和53年)の「自然環境保全基礎調査(環境庁)」では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、仙台市を中心とする県央部にまで拡大し、農作物(タケノコ、シイタケ等を含む。)に深刻な打撃を与えるようになった。

被害地域では、柵の設置や有害鳥獣捕獲・個体数調整などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県北部にまで拡大していて、農業被害額も減っていない状況にある。

このため、県ではイノシシを適正に管理することにより、農業被害の軽減と人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣保護管理法に基づき平成29年3月に第三期宮城県イノシシ管理計画を策定し、本県のイノシシの生息個体数については、平成26年度に環境省が実施した階層ペイズ法による東北ブロックの推定生息数及び捕獲頭数等から平成23年度期末(平成24年度期首)時点で25,134頭と推定した。本県では、計画的な捕獲を行い平成35年度末までに全県で平成23年度期末生息数から約4割減少(約14,300頭まで)させることを努力目標とし、年間の捕獲目標を5,600頭としている。この目標を達成するために、市町村による有害鳥獣捕獲事業等に加え、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、目標達成に向け取り組んでいく。本事業では、イノシシの生息域の縮小又は拡大防止を目的に、侵出抑制地域において捕獲を行うこととする。

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況(生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等)及び被害状況(農林水産業、生態系、生活環境等)を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

### 2 対象鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
大崎・栗原区域	平成29年10月●●日～平成30年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 平成29年11月●●日～平成30年2月15日(4ヶ月間程度)

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域（国指定鳥獣保護区を除く）

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
大崎・栗原区域	大崎市・栗原市	低密度地域のため、十分な捕獲等が行われていない。	鳥獣保護区

- (注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
- 2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
- 3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
- 4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。
- 5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
大崎・栗原区域	捕獲数70頭程度

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
大崎・栗原区域	わな猟(くくりわな等を想定)及び銃猟(巻狩り等を想定)	受託者と調整の上決定する(くくりわな60台程度、巻狩り10人日程度)

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
- 2 使用する猟法は、銃猟(誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等)、わな猟(くくりわな、箱わな、囲いわな等)、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2

第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

## ②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。

### ア 関係者等との調整

関係市町村、関係者等（土地所有者、地域住民、狩猟者団体等）との調整を行い、合意形成を図る。

### イ 捕獲等の実施

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。

### ウ 安全管理

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。

事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。

### エ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。

### オ 錯誤捕獲の場合の対応

イノシシ以外の獣が捕獲された場合は、原則放棄とする。

### カ 捕獲情報の収集及び評価

受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

## (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

## (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

### 【実施主体】

宮城県

### 【実施方法】

委託

### 【委託の範囲】

指定管理鳥獣の捕獲

### 【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 地域住民や関係者に対し、事業内容について十分な周知を図る。
- ・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

### (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・ 止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに、使用に当たっては電波法令を遵守し、適切な使用に努めることとする。
- ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため、「輪の直径が 12 センチメートルを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しないこと。
- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止すること。

### (2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣保護管理法に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃刀法、火薬取締法、電波法等の法令を遵守する。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

## 実施区域位置図

